

【件名】中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（案）及び条例（案）について

中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（素案）（以下「素案」という。）に関する意見交換会等の実施結果を踏まえ、中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（案）を作成したので以下のとおり報告する。あわせて、中野区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例（案）の報告を行う。

1 素案に関する意見交換会の実施結果について

（1）意見交換会

開催日時	会場	参加者数
11月17日(月) 14時30分～	野方区民活動センター	1人
11月18日(火) 19時～	南中野区民活動センター	2人
11月20日(木) 18時30分～	オンライン (Teams)	2人
12月6日(土) 10時～	中野区役所	3人
合計		8人

（2）区民から電子メール等で区に寄せられた意見
件数：1件（内訳：電子メール1件）

（3）素案に対する主な意見の概要及び区の考え方
別紙1のとおり

2 素案から案への主な変更点について

別紙2のとおり

3 計画（案）及び条例（案）について

（1）中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（案）
構成

第1章 促進計画策定の背景と目的

第2章 促進計画に定める事項

（2）中野区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例（案）

別紙3のとおり

4 計画(案)及び条例(案)のパブリック・コメント手続の実施について

パブリック・コメント手続等の日程

- (1) 実施期間 令和8年1月28日から令和8年2月18日
- (2) 区民等への周知 なかの区報1月11日号及びホームページに掲載するほか、中野区役所建築課や区民活動センター等で資料を公表する。
- (3) 意見の提出方法 文書により電子メール、ファクシミリ、郵送、窓口への持参とする。

5 今後の予定

- 令和8年1月 パブリック・コメント手続等の実施
- 3月 計画の策定
- 4月1日 条例の公布及び施行

素案に対する主な意見の概要及び区の考え方

	主な意見の概要	区の考え方
	1. 促進計画全体に関すること	
1	再エネ利用設備をいつまでにどれだけ整備するのかという目標が定められていないが、再エネ促進計画の中では定めないのであるのか。	本計画は、再エネ利用設備の普及促進のための啓発等を行うことにより、区民に対して建築物による二酸化炭素排出量の削減への理解を深め、再エネ利用の取組を推進させることが目的であるため、目標は定めていません。
2	太陽熱利用について、地域冷暖房のようなまち全体で余ったエネルギーを足りないところで活用するなど、熱を有効活用してほしい。	本計画は、敷地ごとの建築物に設置する再エネ利用設備について定めるものです。
3	反対意見が多ければやめるのか。	中野区では、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指し、2030年度までに区内の二酸化炭素排出量を2013年度比で46%削減することを目標にしています。目標を達成するうえで、区内の建築物の再エネ利用の取組を加速させることは重要なため、本計画は必要と考えています。
4	東京都の環境施策に準じて計画を策定するのか。区民から東京都の意見と反対の意見が多数集まれば、東京都に準じないこともあるのか。	東京都が掲げている「2030年のカーボンハーフ達成」の目標と、区が掲げている「2030年度までに区内の二酸化炭素排出量を2013年度比で46%削減」の目標の方向性は同じです。東京都とも連携し、本計画の策定をしています。内容によっては区が独自性をもって計画を策定する場合があります。
5	温室効果ガスの発生量の8割が民生的な用途であるとのことだが、建物をゼロエネルギー化や断熱化の方がソーラーパネルより効果的ではないか。いろんなシステムが一体として、機能した際に効果が出る。実態として効果が出るような政策に切り変えていった方がいいと思う。	国は新築住宅・建築物に対して省エネ基準適合の義務化や2030年までにZEH水準の標準化を目指すなどさまざまな取組を行っています。ご意見の「いろんなシステムが一体として機能した際に効果が出る」という点の通り、断熱性能の向上、再エネ利用設備の導入、エネルギーマネジメント、蓄電技術などを総合的に組み合わせ

		<p>せることが重要と考えます。その中で、本計画では資金的な面も含め多くの方が導入しやすい太陽光や太陽熱から導入の促進を促すことを目的としています。</p>
<p>2. 建築士から建築主への説明義務制度に関すること</p>		
1	<p>設計者から建築主への説明義務制度は区ごとに定めるのか。</p>	<p>区市町村ごとに促進計画を策定することになっています。</p>
<p>3. 再エネ利用設備に関すること</p>		
1	<p>対象は太陽光発電と太陽熱のみだが、蓄電についてはこれから計画を定めるのか。いずれ蓄電についても必要になると思うので、検討いただきたい。</p>	<p>太陽光発電設備と蓄電設備はセットであるため、蓄電について別途、計画を定める予定はありません。</p>
2	<p>太陽熱、太陽光だけではなく、風力やバイオガスのような他の再エネについても導入を考えるべきではないか。</p>	<p>再エネ利用設備には、太陽光・太陽熱以外に「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の再生可能エネルギー源を電気又は熱に変換する設備及びその付属設備がありますが、これらを住宅地が広がる中野区で個人が設置することは一般的ではないため、ポテンシャルを有し広く活用することが見込まれる太陽光及び太陽熱利用設備を対象としました。</p>
3	<p>太陽光発電設備の導入は、電力の脱炭素化のために必須のものとは思いますが、現状では殆どの部品がリサイクルできないとの話も耳にしている。当面はリサイクルできないまま導入するのもある程度やむを得ないかもしれないが、出来る限り早期にリサイクル体制を確立するカリサイクルできる製品に切り替えるべきであり、区としても闇雲に導入するのではなくその点もしっかり見定めた上で導入し、また国等に早期にリサイクル可能とするよう働きかけるべきだと思う。</p>	<p>近年、将来の本格廃棄が想定されることから、首都圏においても、様々なリサイクル施設が稼働し、アルミやガラスを分離して再利用するリサイクルが既に行われています。太陽光パネルを取り外して処分する場合についても設置時の販売店や施工店、太陽光パネルを取り扱うメーカーの相談窓口にご相談する旨を周知していきます。</p>
4	<p>太陽光、太陽熱に絞ったのは賛成。住宅性能そのものに関する施策を検討してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

4. 特例許可に関すること		
1	<p>特例許可について、最高高さの制限は許可を行い、高度地区については認めないということはいいと思う。</p>	<p>中野区内では、斜線型高度地区が指定されていますが、北側隣地への配慮など良好な居住環境の保全を目的としていることから、高度地区における高さ制限は特例許可の対象外としています。</p>
2	<p>広い駐車場で事業者が運営する駐車場で青天のものでも、ソーラーパネルであれば、屋根を付けられるという理解でいいか。</p>	<p>当該地の用途規制により計画できない場合もありますが、建ぺい率や容積率規制の範囲内であれば、建築物として屋根を設置することは可能です。</p> <p>建ぺい率や容積率の規制値を超える増築等については、特例許可の基準に合う計画であればソーラーカーポート等の設置が可能になる場合があります。</p>
5. 建築物への再エネ利用設備の設置促進に関すること		
1	<p>東京都の建築士事務所協会は東京都と連携して戸建住宅の省エネ等についてのリフォームアドバイザーと賃貸住宅のリフォームコンシェルジュを事業として行っている。中野区からの問い合わせが非常に少ないので中野区の方からも情報発信をお願いしたい。</p>	<p>区としても、このような制度について情報発信に努めます。</p>
2	<p>設備設置に伴う、廃棄等を含めたライフサイクルについても建築士は説明をする必要があるが、そのような情報はまだ定まっていないところもある。メリットのみ強調した説明だけではなく、デメリットについても十分に説明する必要がある。</p>	<p>太陽光パネル等の設置に関する建築士が建築主に説明する際の説明事項等に関しては、今後、リーフレット等により情報提供をしていきます。</p>
3	<p>蓄電池から発する低周波は近隣からのクレームになることがあるので、そうした情報も知っていただきたい。</p>	<p>デメリットも含め、太陽光パネル等の設置に関する建築士が建築主に説明する際の説明事項等は、今後、リーフレット等により情報提供をしていきます。</p>
4	<p>省エネは国も東京都も補助を推進しているが、結局どの制度を活用するといいかなどわかりやすくするといいと思う。</p>	<p>区の出組や東京都の補助制度については、ホームページ等により適宜情報発信に努めたいと考えています。</p>

6. その他		
1	ソーラーカーポートとは何か。	駐車スペースに設ける柱と屋根で構成された簡易的な建築物に太陽光パネルを搭載したものです。
2	駐車場にカーポートを設置できない場合があるのか。	狭い敷地等で建ぺい率の限度いっぱい建築物を計画している等の理由により、新たに駐車場の屋根を設置できない場合があります。特例許可を取得することにより、一定の規制内であるが建ぺい率を超える計画ができるようになります。
3	カーポートの設置希望者は中野区内にどの程度いるのか。	カーポートの設置希望者がどの程度いるかは把握していませんが、ソーラーカーポートを設置し易くすることで、再エネ利用設備の設置を促していきたいと考えています。
4	太陽光パネルを設置したことによる意匠への影響を懸念する意見もあり、美しくデザインするために設計する側も習熟度を高めていく必要がある。	ご意見として承ります。

素案から案への主な変更点

※下線部を修正

No.	頁	変更項目	変更前（素案）	変更後（案）
1	5	1-1-5 中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に対する取組（2）	住宅等の建築物における <u>省エネ及び再エネ利用の取組</u> を推進させることを目的とする。	住宅等の建築物における再エネ利用の取組を推進させることを目的とする。
2	6	1-1-6 促進計画の策定により促進区域内で適用される措置（3）	※説明義務の対象となる <u>建築物～略～10m²を超える建築物</u> を対象とする。	削除
3	10	2-1-2 促進区域で設置が期待できる再エネ利用設備（2）	（2）太陽熱 <u>発電</u> 設備	（2）太陽熱 <u>利用</u> 設備
4	12	2-1-3 中野区における促進区域の範囲	中野区では、区内全域を促進区域として定める。ただし、 <u>地区計画が定められている地域は地区計画の規定を遵守すること。その場合、建築物省エネ法第64条の特例許可は適用できない。</u> また、実際に再エネ利用設備を設置する際は、関連する法令等に十分に留意する。	中野区では、区内全域を促進区域として定める。ただし、 <u>地区計画等が定められている地域はその規定を遵守すること。</u> 実際に再エネ利用設備を設置する際は、関連する法令等に十分に留意する。
5	18	2-4-3 中野区促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について特例許可の適用を受けるための要件（1）	・ソーラーカーポート等柱と屋根で構成された簡易的な建築物に太陽光パネルや太陽熱利用設備を搭載したもの	・ソーラーカーポート等柱と屋根で構成された簡易的な建築物又は架台に太陽光パネルや太陽熱利用設備を搭載したもの
6	19	2-4-3（2）	○ 地上にソーラーカーポート等を設置する場合、敷地内に空地を有すること。	○ 地上にソーラーカーポート等を設置する場合、敷地内に空地を有すること <u>及び避難上支障ないこと。</u>

7	2 1	<p>2-5-1 再エネ利用設備の設置促進に関する基本的な考え方</p>	<p>再エネ利用設備の設置促進に向けて、中野区や東京都では再エネ利用設備の導入に係る設置促進策を実施しており、促進区域内においてもこれらを効果的に組み合わせて活用する。</p>	<p>再エネ利用設備の設置促進に向けて、<u>建築物に設置できる再エネ利用設備やそのメリット、環境負荷の少ない機器の選定や適切な維持管理に関する配慮事項など再エネ利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及を行っていく。</u> また、<u>中野区や東京都では再エネ利用設備の導入に係る設置促進策を実施しており、促進区域内においてもこれらを効果的に組み合わせて活用する。</u></p>
---	-----	--	--	---

中野区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の
対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 63 条第 1 項の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る建築士の建築主に対する説明義務の対象となる当該建築物の用途及び建築の規模について定めるものとする。

（建築士が説明を要する建築物の用途）

第 2 条 法第 63 条第 1 項に規定する条例で定める建築物の用途は、法第 20 条第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物の用途以外のものとする。

（建築士が説明を要する建築物の建築の規模）

第 3 条 法第 63 条第 1 項に規定する条例で定める建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。）の合計が 10 平方メートルを超えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築士が法第 63 条第 1 項に規定する委託を受ける建築物の建築に係る同項に規定する設計について適用する。